

令和6年度都立学校施設（テニスコート）開放事業のお知らせ

東京都立工芸高等学校
経営企画室長

令和6年度都立学校施設（テニスコート）開放事業を6月以降実施する予定です。

希望する団体は、あらかじめ登録申請を行う必要があります。

登録申請については、4月以降本校ホームページにてご案内いたします。

なお、登録できる団体は、次の条件を満たすものとします。

- (ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10人以上の団体
- (イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (ウ) アマチュア活動を目的としている団体
- (エ) 営利を目的としない団体
- (オ) 団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- (カ) その他、学校が設置する学校開放事業運営委員会が定める条件を満たす団体

また、使用条件は以下のとおりです。

- (ア) 使用できる活動は、原則として練習及び練習試合です。
学校のセキュリティ管理上、不特定多数が使用する活動はできません。
また、施設使用団体登録の際に提出する「登録団体構成表」に記載のない人は施設を使用できません。
- (イ) 施設使用者は、各団体で傷害保険に必ず加入するようお願いします。
- (ウ) その他、学校が設置する学校開放事業運営委員会が定める条件